

滝沢総合公園等 指定管理募集要項

令和8年7月

滝沢市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課

内容

1.	指定管理者募集の目的	3
2.	施設の設置目的	3
(1)	設置目的	3
3.	募集対象施設	4
(1)	滝沢総合公園 名称、所在地、施設概要	4
	名称	4
	滝沢総合公園体育館	4
	(駐車場・周辺芝地含む)	4
	滝沢総合公園野球場	4
	(駐車場・多目的グラウンド含む)	4
	滝沢総合公園テニスコート	4
	滝沢総合公園陸上競技場(北側、南側トイレ含む)	4
	多目的広場	4
	芝生広場	4
	自由広場	4
	多目的広場	4
	ロックガーデン	4
	日本庭園	4
	西洋庭園	4
	バラ園	4
	森林	4
	ふれあいの森	5
	野鳥の森	5
(2)	公共体育施設 名称、所在地、施設概要	5
4.	管理運営の基本方針	6
5.	業務内容	8
6.	指定期間	8
7.	指定管理料及び帳簿	9
	7-1 指定管理料の決定方法	9
	7-2 想定している指定管理料	9
	7-3 リスク及び責任分担	9
	7-4 会計帳簿	9
	7-5 精算項目	10
	7-6 施設への還元	10

8.	申込みの手続き	10
8-1	申請対象者	10
8-2	申請書類	11
8-3	提出部数	12
8-4	募集要項の配布	12
8-5	公募参加表明書提出期限・場所	13
8-6	申請書提出期限・場所	13
9.	公募に関する事項	13
9-1	公募及び選定スケジュール	13
9-2	現地見学会の開催	14
9-3	質問の受付	14
9-4	質問に対する回答	14
10.	選定方法及び選定基準	14
10-1	選定方法	14
10-2	第1次審査	14
10-3	第2次審査	15
10-4	委員会の審査の結果	15
10-5	協定の締結	15
11.	添付資料	16
11-1	配布資料	16
12.	その他、留意事項など	16
12-1	失格又は無効	16
12-2	その他	16
13.	問合せ、申請書類提出先	16
14.	選定基準及び審査内容	17

1. 募集の趣旨

滝沢市(以下「市」という。)では、平成18年度から滝沢総合公園体育施設、公共体育施設の管理運営において指定管理者制度を導入しています。民間事業者が有するノウハウを活用するとともに、滝沢総合公園体育施設、公共体育施設及び滝沢総合公園の修景施設(芝生広場、森林、日本庭園等)を一括管理することにより、市民サービスの向上と経費の節減を図っています。

現指定管理期間が令和9年3月31日に終了することから、令和9年度以降の管理運営体制を確実なものとするため、指定管理者の募集を行います。

本件の募集に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年滝沢村条例第1号)第2条、滝沢市都市公園条例(昭和62年滝沢村条例第11号)第21条第4項及び滝沢市体育施設条例(滝沢村条例第2号)第13条第4項の規定に基づき実施します。

2. 施設の設置目的

(1) 設置目的

ア 滝沢総合公園

住民の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供し都市活動の健全な発展を図ることを目的として滝沢総合公園を設置する。

イ 公共体育施設

住民の体力の向上とスポーツの普及振興を図るため。

ウ 滝沢市多目的研修センター

地域農業の再編と活力ある農村地域社会の形成に寄与するため。

(同センターの設備を利用し、スポーツの普及振興を図ります)

3. 募集対象施設

(1) 滝沢総合公園 名称、所在地、施設概要

	名称	所在地	開設日	敷地面積・構造	施設・設備の内容
① 総合公園体育施設等	滝沢総合公園体育館 (駐車場・周辺芝地含む)	鵜飼御庭田1番地 1	平成 元.6.1	敷地面積 2.6ha 建築面積 4,469 m ² 延床面積 5,898 m ² 鉄筋コンクリート造2階建て	アリーナ バスケットコート 2面 柔剣道室 225 m ² トレーニング室 225 m ² ラウンジ 179 m ² 会議室 100 人収容 幼児室 51 m ² 更衣室 温水シャワー男女各 6 基
	滝沢総合公園野球場 (駐車場・多目的グラウンド含む)	鵜飼御庭田1番地 1	平成 7.9.1	敷地面積 2.5ha 建築面積 17,604 m ² 鉄筋コンクリート造	両翼 93m センター 120m 管理棟 観客席 メイン 1,084 人 電光掲示板スコアボード 夜間照明施設 6基
	滝沢総合公園テニスコート	鵜飼上山 55 番地 74	昭和 62.7.1	敷地面積 0.8ha	人工芝4面 グリーンサンドコート 1面 管理棟(木造平屋建て)1棟
	滝沢総合公園陸上競技場 (北側、南側トイレ含む)	鵜飼御庭田1番地 1	平成 元.6.1	敷地面積 3.5ha	400mトラック8コース 観客席 メイン 1,850 人
	多目的広場	鵜飼御庭田地内	平成 17.3.31	敷地面積約 0.8ha	アスファルト舗装
② 修景施設等	芝生広場	鵜飼御庭田地内		敷地面積約2.2ha	
	自由広場		平成 2.10.1		芝生約6,700m ² 中高木植栽
	多目的広場		平成 17.3.31		芝生約3,600m ² 中高木植栽 コンクリートテーブル・ベンチ1か所 ロープウェイ1基、複合遊具1基、ハンモックドーム 1基、りんごトンネル1基、ヤマユリスピナー1基、ラ ウンドシーソー1基、りんごサイン1基、シェルター1 基、パイプベンチ3基、スプリング遊具(UKABI) 2基 水道施設1か所
	ロックガーデン		平成 2.10.1		ウォーターカーテン 芝生約2,600m ² 中高木、低木植栽 トイレ、水道施設2か所 東屋(パゴラ、ベンチ含む)3か所
	日本庭園	鵜飼御庭田地内	平成 4.3.31	敷地面積約1.1ha	修景池 東屋1か所、中高木、低木植栽
	西洋庭園	鵜飼御庭田地内		敷地面積約0.9ha	サークルベンチ
	バラ園		平成 11.3.31		バラ約1,250本 サークルベンチ、シェルター
	森林	鵜飼御庭森地内		敷地面積約4.4ha	

	ふれあいの森		平成 12.3.31		複合遊具 2基 中高木植栽
	野鳥の森		平成 17.3.31		中高木植栽

(2) 公共体育施設 名称、所在地、施設概要

	名称	所在地	開設日	敷地面積・構造	施設・設備の内容
滝沢市公共体育施設等	滝沢市東部体育館 (駐車場含む)	大崎 94 番地7	昭和 57.11.1	敷地面積 18,404 m ² 建築面積 2584.80 m ² 鉄筋コンクリート造2階建て	アリーナ バスケットコート 2面 柔道室 192 m ² 剣道室 192 m ² トレーニング室 96 m ² 卓球室 96 m ² ミーティング室 48 m ² 子ども遊戯室 69 m ²
	滝沢勤労者体育センター (駐車場含む)	大釜高森 58 番 地5	昭和 61.4.1	敷地面積 2,329 m ² 建築面積 1,239 m ² 鉄筋コンクリート造平屋建て	アリーナ バスケットコート 1面 談話室 71 m ² 医務室 18 m ²
	滝沢市東部テニスコート	大崎 94 番地7	昭和 62.4.1	敷地面積 2,250 m ²	全天候コート3面
	滝沢市営大釜運動場 (駐車場含む)	大釜中瀬 58 番 地	昭和 57.5.1	敷地面積 22,500 m ²	野球グラウンド2面 ソフトボールグラウンド1面 トイレ、プレハブ1棟
	滝沢市営小岩井運動場 (駐車場含む)	大釜大清水 338 番地2	昭和 62.4.1	敷地面積 14,300 m ²	野球グラウンド1面 トイレ1棟

(3) 滝沢市多目的研修センター 名称、所在地、施設概要

	名称	所在地	開設日	敷地面積・構造	施設・設備の内容
滝沢市多目的研修センター	滝沢市多目的研修センター (駐車場含む)	篠木鳥谷平 52 番地	昭和 58.6.10	敷地面積 18,700.56 m ² 建築面積 1,398.66 m ² 鉄筋コンクリート、一部鉄骨平屋建て	運動室 バスケットコート 1面 トレーニング室 96 m ² 研修室・多目的ホール 163 m ² 調理実習室 36 m ² 和室 30 m ² 多目的グラウンド 5,100 m ²

4. 管理運営の基本方針

分類	施設名	活用方針	内容
共通		文化活動の場として	文化活動の場として市民の様々な活動を支援します。
		環境への配慮	人と地球に優しい施設運営を行います。
体育施設	<体育施設> ・ 滝沢総合公園体育館 ・ 滝沢総合公園野球場 ・ 滝沢総合公園テニスコート ・ 滝沢総合公園陸上競技場 ・ 滝沢市東部体育館 ・ 滝沢勤労者体育センター ・ 滝沢市東部テニスコート ・ 滝沢市大釜運動場（駐車場含む） ・ 滝沢市小岩井運動場（駐車場含む） ・ 滝沢市多目的研修センター	スポーツをする場として	子どもから高齢者、健康な方から障害のある方まで、気軽に楽しめるスポーツや健康増進に対応した運動・スポーツ等を通じての健康づくりの推進、スポーツコミュニティの醸成を図ります。
		スポーツを観る場として	トップレベルの競技大会やプロスポーツ試合の観戦を通し、スポーツへの関心を高め、スポーツ人口の拡大、競技力向上を図ります。
		スポーツを支える場として	スポーツ関係団体等と連携した推進体制の整備充実を図り、指導者の育成、支援と実践活動の促進、実践団体の育成など、みんながスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。
		避難場所として （滝沢総合公園体育館、滝沢市東部体育館、滝沢勤労者体育センター）	災害時の避難所として、市民の安心・安全を守る施設として適切に維持管理を実施します。 ※滝沢総合公園体育館は岩手県広域防災拠点の位置付け
		環境への配慮	利用者へのサービスと環境への負荷に配慮した、人と地球に優しい体育館としての活用を図ります。

修景施設	滝沢総合公園無料施設 ・ 自由広場 ・ 多目的広場 ・ ロックガーデン ・ 日本庭園 ・ 西洋庭園 ・ 森林	ゆとりある憩いの場として市民が集い、活躍する場として	市民の憩いの場としての快適な環境の提供に留まらず、公園を創り・守り・活用するパークマネジメントの考えを取り入れ、「地域や企業等との連携によるにぎわいの創出」「施設運営への市民参加、担い手育成、住民協働の推進」などの市民が集い、活躍する仕組みの構築を図る。
-------------	--	-----------------------------------	--

5. 業務内容

(1) 滝沢市都市公園条例第21条第2項に規定する業務

- ・ 同条例第2条第1項及び第3項並びに第6条第2項の許可に関すること。
- ・ 同条例第10条第1項の規定に基づき、第2条第1項及び第3項並びに第6条第2項の許可を取り消し、若しくは第2条第5項及び第6条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園(指定管理区域に限る。)からの退去を命ずること。
- ・ 同条例第10条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずること。
- ・ 同条例第12条の規定に基づく届出の受理に関すること。
- ・ 管理を行う公園施設、設備等の維持管理に関すること。
- ・ 有料の公園施設の休業日又は使用時間の変更に関すること。
- ・ 上記に掲げるもののほか、管理を行う公園施設の運営について市長が必要と認めたこと。

(2) 滝沢市体育施設条例第13条第2項に規定する業務

- ・ 体育施設の使用の許可に関する業務
- ・ 施設、設備等の維持管理に関する業務
- ・ 体育施設の休業日又は使用時間の変更に関する業務。ただし、休業日又は使用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- ・ 上記に掲げるもののほか、体育施設の運営に関する事務のうち、市長が必要と認めた業務

(3) 滝沢市多目的研修センター設置条例第13条に規定する業務

(4) 自主事業について

- ・ 指定管理者は、事業の内容や開催回数、参加費等をあらかじめ市に提案し承認を得たうえで、自主事業を実施することができる。
- ・ 実施にあたり指定管理者は、施設利用料金等を納付すること。ただし、市との連携事業、施設利用者の拡大を目的とした事業や参加料など収益を見込めない事業についてはこの限りではない。
- ・ 一般利用者の利用を制限するものでなく、貸館事業の空き時間や、修景施設の利用の少ない時間帯を有効に活用し、施設全体の稼働率向上に努めること。

(5) 滝沢総合公園等指定管理に関する仕様書による業務

6. 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

ただし、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

7. 指定管理料及び帳簿

7-1 指定管理料の決定方法

指定管理に係る経費(以下「指定管理料」という。)は、応募時の提案額を基に、協議により決定した指定管理期間の年度ごとの経費を、各年度の予算の範囲内で、市と指定管理者が協議して決定いたします。支払時期や方法については、基本協定及び仕様書で定め、各年度の額については、各年度の年度協定書によって定めます。

7-2 想定している指定管理料

市としては、応募者が自己の創意工夫により、業務の効率化や民間企業のノウハウを最大限発揮した提案を提出いただくことを前提としていることから、以下の金額を各年度の指定管理料の目安としております。

なお、ここで示した想定している指定管理料は、あくまでも目安であり、応募者が提出する応募内容に関する業務の内容について制限するものではありません。ただし、審査においては、審査基準として指定管理料の比較により審査される対象項目となります。

● 想定している指定管理料(各年度協定の金額・税込金額)

令和 9年度 金180,000千円

また、2年目以降の指定管理料については、物価及び賃金の上昇分を加味した金額となります。

<物価上昇対応>

2年目以降において、前年度の当初予算額から物価上昇に影響する項目(人件費、精算項目、租税公課を除く)の支出額に毎年10月の前年同月比の消費者物価指数(総合)を乗じた額を加算し、基準額とします。

<賃金スライド制度>

指定管理料のうち人件費については、最低賃金の改定等により、指定管理期間中に著しい変動が生じた場合は、賃金スライド制度により調整を行うものとします。

制度の内容及び手続については、別添「指定管理者制度における賃金スライド運用の手引(滝沢市)」によるものとします。

7-3 リスク及び責任分担

市と指定管理者のリスク及び責任分担は、募集仕様書の記載のとおりとします。また、この事項については、指定管理に関する協議により変更することはありません。

7-4 会計帳簿

指定管理業務にかかる各年度の収入及び支出については、指定管理者の他の事業等に関する収入及び支出と完全に区分した会計帳簿により処理しなければならないこととします。また、当該会計の資産を管理するための預貯金及び現金並びにその他の資産については、

他の会計と完全に区分し管理しなければならないこととします。

7-5 精算項目

指定管理料のうち、次の支出項目については、各年度末にその過不足について精算することとします。ただし、精算項目の執行にあたっては、最大限の節減に向けた努力を行ってください。

- 光熱水費(燃料費、電気料及び水道料)
- 修繕費
- 予防保全に係る工事費
- 除雪に係る委託料

- 想定している指定管理料(精算項目分)
金35,600千円

7-6 施設への還元

還元額の算定は、年度ごとに行うこととし、当該年度の実際の収入が、年度別協定において定めた当該年度の支出額(精算項目は精算した後の額とする。)を上回った場合は、指定管理者は、その上回った額の5%分を当該施設の機能向上やサービスの向上のために還元してください。還元内容については、事前に市と協議することとし、完了後に市へ内容及び金額等を報告すること。この5%分については提案を元に協議し決定するものとします。

8. 申込みの手続き

8-1 申請対象者

(1) 応募資格等

- ① 指定管理中、安全円滑で安定して管理運営を担うことのできる滝沢市近郊に事務所等を置く団体とし、法人格の有無を問いません。(ただし、個人での応募はできません。)
- ② 複数の団体により構成されたグループ(以下「グループ」という。)で応募する場合は、グループを代表する代表団体を定めるとともに構成団体を明記して応募して下さい。
- ③ 応募者(グループの構成員を含む)として、これまでに体育施設での指定管理者としての実績があり、経営等の状況が良好であること。

(2) 欠格事項

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するもの
- ② 現に指名停止を受けているもの
- ③ 申請の直近2年度分の租税を滞納しているもの
- ④ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの、その他経営状況が著しく不

健全であると認められるもの。

- ⑤ 滝沢市議会の議員、市長、副市長、指定管理者の選定の決定に関与する市の職員並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員（監査委員を含む）が会長、副会長、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる常勤の役員に就任している法人その他の団体
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑧ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある者

（3）複数申請の禁止

- ① 単独で申請した団体は、グループ申請の構成団体となることはできません。
- ② 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。

（4）グループ申請の構成の変更

- ① グループ申請の場合、代表団体及び構成団体を変更することは原則として認めません。

8-2 申請書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

（1）申請者に関する書類

○は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類	様式番号
1	○ 滝沢市公の施設指定管理者指定申請書	様式 1 号
2	△ グループ申請構成表	様式 1-1 号
3	△ 共同事業体協定書兼委任状	様式 2 号
4	○ 団体概要調書	様式 3 号
5	○ 申請者に関する書類※ ※グループ申請の場合、構成団体分も提出してください。 ※各証明書類は、指定申請書提出日から 3 ヶ月以内に発行されたものを使用してください。 ①定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類 ②法人にあっては当該法人の登記簿謄本または登記事項証明書、法人以外の団体にあってはその代表者の住民票	様式任意

		③役員名簿(役職、氏名、生年月日、住所、電話番号、就任年月日記載のもの) ④納税証明書(直近2年度分の課税されているすべての租税※) ※国税(法人税、消費税)(その3の3)及び主たる事業所の所在地の 地方税(法人県民税、法人事業税、法人市町村民税、事業所税、固定資産税、都市計画税及び地方消費税)の直近2年度分。該当のないものについては、その旨を申立書で提出してください。 ⑤申請日に属する年度の事業計画書及び収支予算書 ⑥経営に関する書類(直近会計年度のもの) ・法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書 ・その他の団体については、収支計算書	申立書 様式4号
6	○	誓約書	様式5号

(2) 提案に関する書類

○は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類

番号		提出書類	様式番号
1	○	滝沢総合公園等事業計画書	様式6号
2	○	人員配置計画書	別紙1号
3	○	滝沢総合公園等収支計画書	様式7号

(3) その他書類

○は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類

番号		提出書類	様式番号
1	△	現地見学会参加申込書	様式8号
2	△	質問書	様式9号
3	○	滝沢総合公園等公募参加表明書	様式10号
4	△	辞退届	様式11号

8-3 提出部数

申請書類を番号順に並べ、10部(原本1部、コピー9部)を提出してください。ファイルに綴る必要はありません。ダブルクリップで1部ずつ留めて提出してください。また、電子データとしても提出してください、なお、データはエクセル、ワード又はPDFのデータとしCD-Rなど読み取り可能な媒体(ダウンロードによる手法も可)に収容するものとします。

8-4 募集要項の配布

(1) 募集要項の配布期間

令和8年7月21日(火)～

(2) 配布場所

滝沢市ホームページ及び次の場所で配布します。

- ・ 配布場所: 滝沢市 教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課
- ・ 配布時間: 午前8時45分～午後5時(土曜、日曜、祝日を除く)

8-5 公募参加表明書提出期限・場所

(1) 参加表明書提出期限

令和8年8月31日(月) 午後5時必着で、メール、持参、郵送又はメールのいずれかで提出してください。

(2) 受付場所

募集要項配布場所と同じ。

8-6 申請書提出期限・場所

(1) 申請書提出期限

令和8年9月25日(金) 午後5時必着で、持参、郵送又は宅配便のいずれかで提出してください。

(2) 受付場所

募集要項配布場所と同じ。

9. 公募に関する事項

9-1 公募及び選定スケジュール

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ・ 公 募 要 項 の 配 布 | 令和8年7月21日(火)から |
| ・ 現地見学会参加申込締切日 | 令和8年8月17日(月)午後5時まで |
| ・ 現 地 見 学 会 | 令和8年8月24日(月)10時 |
| ・ 公募参加表明書提出締切日 | 令和8年8月31日(月)午後5時まで |
| ・ 質 問 受 付 期 間 | 令和8年8月31日(月)から
令和8年9月2日(水)午後5時まで |
| ・ 質 問 に 対 す る 回 答 日 | 令和8年9月4日(金)午後5時まで |
| ・ 申 請 書 類 の 提 出 期 間 | 令和8年9月25日(金)午後5時まで |
| ・ 一 次 審 査 (書 類 審 査) | 令和8年9月28日(月)から
令和8年9月30日(水)まで |
| ・ 二 次 審 査 (面 接 審 査) | 令和8年10月1日(木)から
令和8年10月7日(水)まで |
| ・ 選 定 結 果 の 通 知 | 令和8年10月中旬 |

9-2 現地見学会の開催

今回の公募について、応募予定団体向けの現地見学会を開催しますので、希望する場合は下記により申込みしてください。

- ・ 日 時 令和8年8月24日(月)午前 10 時から
- ・ 場 所 滝沢総合公園及び各体育施設
- ・ 概 要 施設概要の説明
- ・ 申込方法 現地見学会に参加を希望する団体は、「現地見学会参加申込書」(様式8号)に記入のうえ、8月17日(月)午後5時までに、事務局までメールにて申込み下さい。件名は、「滝沢総合公園等現地見学会参加申込書」として、当市で受信確認後、見学会場のご連絡をいたします。

9-3 質問の受付

今回の応募に伴い質問がある場合は、次のとおり質問を受け付けします。

- ・ 質問締切日 令和8年9月2日(水)午後5時必着
- ・ 質問方法 質問がある団体は、「質問書」(様式9号)に記入のうえ、事務局までメールにてお申込み下さい。件名は「滝沢総合公園等施設質問書」とし、当市で受信確認後、受領確認の返信メールをします。なお、電話などによる質問は、受付しません。

9-4 質問に対する回答

いただいた質問は、質問者に対して回答期間内に電子メールで回答します。

10. 選定方法及び選定基準

10-1 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「滝沢総合公園等指定管理者選定委員会」を設置し、第1次審査及び第2次審査を行います。

また、市は応募書類の確認後において、審査に必要な事項に関し、追加の調書を求めることができるものとします。ただし、応募者はこの調書の提出を拒むことや口頭による回答を希望することもできます。

10-2 第1次審査

第1次審査は、応募者が5以上である場合に行い、応募書類による審査を中心に行います。これにより、2次審査対象者を選定します。

また、2次審査対象者に選定された応募者には、すみやかに2次審査の詳細について通知します。

10-3 第2次審査

2次審査は、面接による審査を行います。

審査の方法は、すべての2次審査対象者が委員会において、指定管理業務の応募内容等に関し、直接審査員へプレゼンテーションを行い、応募書類及びプレゼンテーションの内容並びにその場での質疑応答の結果を基に審査いたします。

10-4 委員会の審査の結果

(1) 指定管理候補者の決定等

委員会は、1次審査及び2次審査により第1指定管理候補者及び第2指定管理候補者を選定し、これを基に市長が決定いたします。ただし、委員会の審査の結果、この指定管理者の募集目的に合致する指定管理候補者がいないと判断された場合には、指定管理候補者を決定せずにこの募集を中止することを審査の結果とし、市長が募集の中止を決定することがあります。

(2) 審査の結果通知及び公表

審査の結果は、全ての応募者に対して速やかに通知いたします。

また、審査の経過及び結果は、第1指定管理候補者との協議開始日または、この募集を中止することと決定した日の翌日に市のホームページで公表いたします。

10-5 協定の締結

(1) 第1指定管理候補者との協議

市は、審査の結果を通知したのちに、第1指定管理候補者の指定管理者としての適正、指定管理の業務に関する詳細な内容及び各年度の指定管理料の積算内容について調査し、協議を開始します。

(2) 第2指定管理候補者との協議

(1)における第1指定管理候補者との協議が不調になった場合には、市は、第1指定管理候補者との協議を終了し、(1)と同一の内容について第2指定管理候補者との協議を開始します。

(3) (1)又は(2)の協議により、市及び当該協議相手方の双方において異存がなければ当該協議相手方を最終指定管理候補者に決定いたします。

(4) 指定管理者の議決

市は、地方自治法に基づき最終指定管理候補者を指定管理者として指定する議案を市議会へ提出し、市議会の議決を受けた場合に最終指定管理候補者が指定管理者として指定されます。

(5) 基本協定書の締結

市は、市議会の議決後に指定管理者として指定された者と(1)又は(2)の協議内容及びその他指定管理に必要な協議を行い、指定管理期間の業務内容などを定めた基本協定を締結し

ます。

11. 添付資料

11-1 配布資料

- ・ 滝沢総合公園等指定管理者募集要項
- ・ 滝沢総合公園等指定管理に関する仕様書
- ・ 申請様式
- ・ 指定管理者制度における賃金スライド運用の手引(滝沢市)

12. その他、留意事項など

12-1 失格又は無効

以下の事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ① 提出期日が守られなかったとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 選定委員会、本市職員その他本件関係者に対する本件申請に対する援助を直接又は間接的に求めた場合。(個別接触も禁止です。)
- ④ 応募1団体(共同企業体)につき、提案は1案とします。複数の提案はできません。
- ⑤ その他選定審査委員会が本要項に違反すると認めたとき。

12-2 その他

その他、留意事項などは次のとおりです。

- ① 応募に関して必要となる費用については、すべて団体の負担とします。
- ② 申請書類提出後に辞退する場合は、必ず「辞退届」を提出してください。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 申請書類は、理由の如何を問わずお返ししません。
- ⑤ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑥ 申請書類は必要に応じ複写する場合があります。
- ⑦ 当該施設は経年劣化による老朽が見られる箇所があることから、管理上必要と思われる改修及び予防保全の年次計画の検討をお願いします。

13. 問合せ、申請書類提出先

〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼55番地

滝沢市 教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課 担当 日向、佐々木

電 話 019-656-6589 FAX:019-684-4990

E-mail bunsपो@city.takizawa.iwate.jp

14. 選定基準及び審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査内容	配点 (100点満点)
(1)管理計画に基づく 管理により当該公 の施設における市 民の平等な利用が 図られるものであ ること	管理運営への意欲、姿勢	受託への意欲、熱意はあるか	20
		設置目的と申請者が提案した運営方針 が合致しているか	
		団体の経営モラルは適切か	
		施設の設備、機能を十分に活用した提 案となっているか	
	平等な利用を図るための具 体的手法及び期待される効 果	事業等の内容に偏りがいないか 利用者等からのクレーム対応は適切か	
(2)管理計画の内容 が当該公の施設の設 置の目的を効果的か つ効率的に達成する ことができるものであ ること	利用率の増加を図るための 具体的手法及び期待される 効果	施設の利用率を高める内容の提案は 適切か	40
		地域のスポーツ関連団体との連携が図 られているか	
		地域、関係団体、NPO等の連携が図ら れているか	
		収益を意識した自主事業により継続し た施設の活性化に期待できるか	
	サービスの向上を図るため の具体的手法及び期待され る効果	サービスの向上につながる取組内容は 適切か	
		自主事業の提案の実現可能性はある か	
	施設等の維持管理の内容、 効率性及び実現の可能性	施設等の管理は適切か	
		維持管理は効率的に行われているか	
		環境に配慮した管理運営となっている か	
	施設の管理運営に係る経 費の内容	管理運営費の節減に取り組む提案とな っているか	
(3)指定申請法人等 が管理計画に基づく 当該公の施設の管理 を適正かつ確実に実 施する能力を有して いること	収支計画の内容、整合性及 び実現の可能性	収入、支出の積算と管理計画の整合性 は図られているか	30
		収支計画の実現可能性はあるか	
	安定的な運営が可能となる 人的能力	職員構成・職員数は十分か	
		職員採用、確保の方策は適切か	
		職員の研修体制は十分か	
	安定的な運営が可能となる 財政基盤	経営状況(財政基盤)は安定しているか	
(4)その他別に定める 基準	情報の管理	個人情報保護が図られているか	10
	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が 確立されているか	